

＜返戻金制度について＞

有料職業紹介許可番号 ０１－ユ－３００８５４
スピンキャリアエージェント

弊社は、下記のとおり、返戻金制度を設けております。

記

弊社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から 6 ヶ月日以内に自己都合を理由に退職された場合、弊社は求人者から支払いを受けた紹介手数料を下記の算定方法に基づき、返金いたします。但し、本雇用契約終了の事由が、専ら求人者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでないものとする。

＜変換金額算定方法＞

- (1) 本雇用契約成立後 1 か月以内に本雇用契約が終了した場合
紹介手数料の 50%に相当する金額を返金いたします。
 - (2) 本雇用契約成立後 1 か月を超え 3 か月以内に本雇用契約が終了した場合
紹介手数料の 30%に相当する金額を返金いたします。
 - (3) 本雇用契約成立後 3 か月を超え 6 か月以内に本雇用契約が終了した場合
紹介手数料の 10%に相当する金額を返金いたします。
-
- 1. 前項の金額の返還は弊社が、求人者に対し、本雇用契約終了の日が属する月の翌月末日までに、求人者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により行うものとする。当該振込にかかる費用は、弊社の負担とする。
 - 2. 本被用者の年収額 30%未満の対価を成功報酬として請求した場合、前項の金額の返還は適用されないものとする。

以上